

令和 4 年度

## 第 1 回 高森町農業委員会 議事録

令和 4 年 4 月 22 日(金)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

### 1 出席委員

#### (1) 農業委員

- |          |                              |          |          |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利  | 2 樋口 美代子                     | 3 松島 浩子  | 4 林 勝幸   |
| 5 竹内 節男  | 6 小川 健二                      | 7 原 寿彦   | 8 光沢 英文  |
| 9 中塚 俊文  | 10 原 正樹                      | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> |          |          |

#### (2) 農地利用最適化推進委員

- |          |         |          |          |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 |         |          |          |

合計 19 名

### 2 欠席委員

### 3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局：龍口

産業課

農業振興係：下原

営農支援センター

所長：上沼

### 4 会議への附議事項

議案第 01 号 農地法第 29 条第 1 号の届出（報告案件）

議案第 02 号 農地法第 3 条の許可申請（審議）

議案第 03 号 農地法第 4 条第 1 項の許可申請（審議）

議案第 04 号 経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画（4 月分）（審議）

## 5 議事内容

議 長 　ただ今から第1回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午後3時00分

議 長 　本日の議事録署名委員ですが、3番及び4番をお願いします。

それでは、議案第01号農地法第29条第1号の届け出ということで4番、お願いします。

4 番 　はい。場所ですが、地図の一番最初の所をご覧いただきたいと思います。以前11月に審議していただきまして、売買契約により申請者の土地を生田のKさんが購入した土地です。購入の際にKさんが融資を受けるにあたり手続きをしていましたら、横に農作業小屋があるのですけれども、それが農地になってしまっていますので、それを融資の関係で申請させていただくことになりましたので、よろしくをお願いします。

事務局 　この案件について若干の補足説明をさせていただきます。

こちら昨年度のうちに農地法3条の許可申請によりまして農地として生田の方にお譲りするという議案であったものです。譲受人の方が所有権の移転の登記の手続きですとか、建物に一部手を加えようとしたときに、実測したところ農地に登記地目「宅地」の建物の一部が20平米ほどはみ出していることが発覚いたしました。ローンの関係等でこれを整理しなければいけないなかで、すでに3条の許可が出てしまっている土地にさらに許可を上塗りすることが法律上できないため、必ずしも許可申請を必要としない29条の「届出」というかたちで宅地として転用を行う確認をいただくことでスムーズに進む、ということです。まだ所有権登記は移っていないので、現所有者の方に整備いただき、Kさんにお譲りするための必要な手続きとなっております。ご審議をお願いします。

議 長 　ご質問あったらお願いします。

無ければ決をとります。

全員一致で可といたします。

続きまして、議案第02号農地法第3条第1項の許可申請。14番説明をお願いします。

14 番 　現在就農訓練ということで信号機のそば畑を借りていますが、地主の方から解約の申し入れがありました。これはご存知の通り、舟券売場の会社が来るということで、全員の地主が承諾しているわけではありませんが、契約期限が切

れるということもあり、歩いて行ける範囲で新しいところを探していたところちょうどこの農地がありましたので、就農条件としての借り入れをしたいということでもあります。譲受人は社会福祉法人であり、「不許可の例外」事項にあたりますので、事務局に説明をお願いします。

事務局 補足をさせていただきます。

本来であればいわゆる農地所有適格法人ではありませんが、3条の「不許可の例外規定」というもので権利設定をさせていただくものです。資料のなかにある「許可できない場合の例外」第2条第1項のハに該当するかたちで許可申請を受けております。詳しくは別紙資料にありますのでご覧いただきたいと思っております。社会福祉法人の就労訓練の農地の確保や、今後の就労のために必要な訓練を行うためという目的もこれに該当することを確認しております。3年ほど前にも同じ許可申請をさせていただいていますことを補足させていただきます。以上です。

議長 はい、ご質問ありましたらお願いします。

無いようですので、決をとります。可とされる方、挙手をお願いします。  
全員一致で可とします。

続きまして議案第03号農地法第4条第1項の許可申請。6番をお願いします。

6番 場所は下市田公民館から夕映え道路を約500mくらい南に行った所にあります。申請理由ですが、築50年以上の建物を建て直す手続きをしたところ、前の美容院が一部農地に引っかかっているということで申請が生じました。現在は住宅敷地・進入路として利用していますが、農地ということがわかったので申請をしたわけです。周り南側は農地、北側は道路と河川、東側も道路、雨水に関しましては側溝へ、排水処理は公共の下水道へ、ということになっております。  
概要は以上です。

議長 はい、ご質問ありましたらお願いします。

無いようですので、決をとります。可とされる方、挙手をお願いします。  
全員一致で可とします。

続きまして、議案第04号議案経営基盤法第18条の農地利用集積計画について、4月分、事務局説明をお願いします。

事務局 今回は9件となっております。うち、6番・7番が農地中間管理機構を介した貸借、T社への貸付となっております。8番につきましては以前下市田のほうで公社を介した売買ということで譲渡人から公社がすでに買い取った農地をKさんに売却するという案件、9番は再設定ですので、地図はつけてありません。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 はい、ご質問ありましたらお願いします。

無いようですので、一括承認をとります。可とされる方、挙手をお願いします。  
全員一致で可とします。

審議事項を終わります。

時に午後3時30分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 3番 松島 弘子

議事録署名委員

高森町農業委員 4番 林 勝幸